

2 農振第 2042 号
令和 2 年 11 月 5 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部
改正について

「令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集」に係る提案を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、これに御留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いします。
なお、都道府県知事に対しては、別途通知したことを申し添える。

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
第1～第12 (略)	第1～第12 (略)
<p>第13 法第10条関係(農業振興地域整備計画の基準)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用途区分(法第10条第3項) 用途区分の設定に当たっては、その土地の自然的条件のみならず、交通、市場等の立地条件、その他地域の経済的、社会的条件も併せて考慮し、農業上の最適利用が図られるように定めることが重要である。 このため、各種の土地が交錯し、混在することを避け、効率的な農業生産基盤整備及び農作業の行い得る形状とすることが適当と考えられる。 <u>また、農用地利用計画の農業上の用途については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、次の事項に留意しつつ区分及び指定をするものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第13 法第10条関係(農業振興地域整備計画の基準)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用途区分(法第10条第3項) 用途区分の設定に当たっては、その土地の自然的条件のみならず、交通、市場等の立地条件、その他地域の経済的、社会的条件も併せて考慮し、農業上の最適利用が図られるように定めることが重要である。 このため、各種の土地が交錯し、混在することを避け、効率的な農業生産基盤整備及び農作業の行い得る形状とすることが適当と考えられる。 <u>このほか、農業上の用途の指定に当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
第14～第15 (略)	第14～第15 (略)
<p>第16 法第13条関係(農業振興地域整備計画の変更)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 農用地利用計画の変更</p> <p>(1) 法第10条第3項に関する変更</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 開発行為の許可が不要な施設 法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要であり、農地転用許可も不要なものについては、農用地区域を変更せずに施設を整備することも可能であり、この場合には、施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること。<u>なお、変更を行うに当たって、法第12条の2第1項の規定による基礎調査を必ずしも実施する必要はないこと。</u> また、農作物栽培高度化施設については、農業用施設用地へ用途区分の変更を行う必要があり、当該変更にあたっては、市町村の農業振興地域制度担当部局は、農業委員会と連携し、農作物栽培高度化施設を設置するための届出に係る施設の位置を把握し、施設の設置後、速やかに変更を行うことが適当であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第13条第2項に関する変更</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業(土地改良事業等)の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること(第5号及び令第9条関係) 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。 また、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは<u>原則</u>事業</p>	<p>第16 法第13条関係(農業振興地域整備計画の変更)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 農用地利用計画の変更</p> <p>(1) 法第10条第3項に関する変更</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 開発行為の許可が不要な施設 法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要(<u>規則第37条</u>)であり、農地転用許可も不要なものについては、農用地区域を変更せずに施設を整備することも可能であり、この場合には、施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること。</p> <p>また、農作物栽培高度化施設については、農業用施設用地へ用途区分の変更を行う必要があり、当該変更にあたっては、市町村の農業振興地域制度担当部局は、農業委員会と連携し、農作物栽培高度化施設を設置するための届出に係る施設の位置を把握し、施設の設置後、速やかに変更を行うことが適当であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第13条第2項に関する変更</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業(土地改良事業等)の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること(第5号及び令第9条関係) 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。 また、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体</p>

全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。

このほか、土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、その利益の全てが発生した年度に「工事が完了した」と解されること。この場合において、国は、その旨を公表すること。

なお、本要件の始期は、明定されていないが、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等の実施が確定した時点から開始するものと解されること。

⑥～⑧ (略)

(4) (略)

3～4 (略)

第17～第22 (略)

(別紙)

農業振興地域制度に関する参考様式集 (略)

が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。

なお、本要件の始期は、明定されていないが、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等の実施が確定した時点から開始するものと解されること。

⑥～⑧ (略)

(4) (略)

3～4 (略)

第17～第22 (略)

(別紙)

農業振興地域制度に関する参考様式集 (略)